

## 申請に対する処分個別票

|                   |   |
|-------------------|---|
| 所管局部担当名<br>(電話番号) | 市民局市民部地域振興担当<br>( 06-6208-7318 )  |
| 処分担当名             | 各区の財団法人コミュニティ協会 (指定管理者)   |
| 処分の名称             | 大阪市区役所附設会館の使用許可   |
| 概要                | 大阪市区役所附設会館を使用する場合、各区の財団法人コミュニティ協会 (指定管理者) へ使用申込を行い、使用許可を取る必要があります。  |
| 根拠法令等<br>及び条項     | 大阪市区役所附設会館条例第6条<br>( <a href="http://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html">http://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html</a> )  |
| 審査基準              | <p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1) 公安又は風俗を害するおそれがないこと<br/> ○「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいいます。<br/> ○以下の場合はこの要件を満たしません。<br/> ・ 刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合<br/> ・ 麻薬、覚せい剤などを持ち込む場合<br/> ・ 公然とわいせつな行為を行う場合<br/> ・ その他公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合</p> <p>(2) 一般使用者が忌みきらう行事を行わないこと<br/> ○「忌みきらう行事」とは一般の人が相容れないものとして避けるような行事を言います。<br/> ○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。<br/> ・ 葬式を行う場合<br/> ・ その他一般使用者が忌みきらう行事を行う場合</p> <p>(3) 他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがないこと<br/> ○「迷惑」とは、当該行事が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいいます。<br/> ○以下の場合はこの要件を満たしません。<br/> ・ 非常に大きな音量等騒音を発する場合<br/> ・ 著しい悪臭、異臭を発する物品を使用する場合<br/> ・ その他他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(4) 建物又は附属設備を損傷するおそれがないこと<br/> ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。<br/> ○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。<br/> ・ 不適切な取り扱いによりマイク、スピーカーなどの音響設備を損傷する場合<br/> ・ 旗ざおなどを振り回して壁、照明器具などを損傷する場合</p> <p>(5) 管理上支障がないこと<br/> ○「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・、補修、使用者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。<br/> ○以下の場合はこの要件を満たしません。<br/> ・ 定員を超過することが予想され、消防法上危険な場合<br/> ・ 入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合<br/> ・ 多数の申請者の利用を調整する必要があるためにその結果 (抽選、先着順) として許可できない場合<br/> ・ その他管理上支障がある場合</p> <p>(6) その他市長が不相当と認める事由がないこと。</p> |
| 標準処理期間            | 即日又は2日  |
| 経由日数              |   |
| 提出先               | 各区の財団法人コミュニティ協会 (指定管理者)   |
| 提出時期              | 随時  |
| 提出方法              | 各区の財団法人コミュニティ協会 (指定管理者) へ大阪市区役所附設会館の使用申込書を提出してください。   |
| 手数料               | 無料  |
| 相談窓口              | 各区の財団法人コミュニティ協会 (指定管理者)   |
| ホームページ            |   |
| 備考                |   |

## 区役所附設会館一覧

| 区名   | 施設名          | 指定管理者        | 施設所管局部課名   | 連絡先       |
|------|--------------|--------------|------------|-----------|
| 北区   | 北区民センター      | 北区コミュニティ協会   | 北区区民企画担当   | 6313-9734 |
|      | 大淀コミュニティセンター |              |            |           |
| 都島区  | 都島区民センター     | 都島区コミュニティ協会  | 都島区区民企画担当  | 6882-9734 |
| 福島区  | 福島区民センター     | 福島区コミュニティ協会  | 福島区区民企画担当  | 6464-9734 |
| 此花区  | 此花区民ホール      | 此花区コミュニティ協会  | 此花区地域振興担当  | 6466-9734 |
| 中央区  | 中央区民センター     | 中央区コミュニティ協会  | 中央区区民企画担当  | 6267-9734 |
|      | 中央会館         |              |            |           |
| 西区   | 西区民センター      | 西区コミュニティ協会   | 西区区民企画担当   | 6532-9734 |
| 港区   | 港区民センター      | 港区コミュニティ協会   | 港区地域振興担当   | 6576-9734 |
|      | 港近隣センター      |              |            |           |
| 大正区  | 大正区民ホール      | (区直営)        | 大正区地域振興担当  | 4394-9734 |
|      | 大正会館         | 大正区コミュニティ協会  |            |           |
| 天王寺区 | 天王寺区民センター    | 天王寺区コミュニティ協会 | 天王寺区区民企画担当 | 6774-9734 |
| 浪速区  | 浪速区民センター     | 浪速区コミュニティ協会  | 浪速区区民企画担当  | 6647-9734 |
| 西淀川区 | 西淀川区民ホール     | 西淀川区コミュニティ協会 | 西淀川区区民企画担当 | 6478-9734 |
|      | 西淀川区民会館      |              |            |           |
| 淀川区  | 淀川区民センター     | 淀川区コミュニティ協会  | 淀川区区民企画担当  | 6308-9734 |
| 東淀川区 | 東淀川区民ホール     | (区直営)        | 東淀川区区民企画担当 | 4809-9734 |
|      | 東淀川区民会館      | 東淀川区コミュニティ協会 |            |           |
| 東成区  | 東成区民ホール      | (区直営)        | 東成区地域振興担当  | 6977-9734 |
|      | 東成会館         | 東成区コミュニティ協会  |            |           |
|      | 玉津会館         |              |            |           |
| 生野区  | 生野区民センター     | 生野区コミュニティ協会  | 生野区区民企画担当  | 6715-9734 |
| 旭区   | 旭区民センター      | 旭区コミュニティ協会   | 旭区区民企画担当   | 6957-9734 |
| 城東区  | 城東区民ホール      | 城東区コミュニティ協会  | 城東区区民企画担当  | 6930-9734 |
|      | 城東会館         |              |            |           |
| 鶴見区  | 鶴見区民センター     | 鶴見区コミュニティ協会  | 鶴見区区民企画担当  | 6915-9734 |
| 阿倍野区 | 阿倍野区民センター    | 阿倍野区コミュニティ協会 | 阿倍野区区民企画担当 | 6622-9734 |
| 住之江区 | 住之江区民ホール     | (区直営)        | 住之江区区民企画担当 | 6682-9734 |
|      | 住之江会館        | 住之江区コミュニティ協会 |            |           |
| 住吉区  | 住吉区民センター     | 住吉区コミュニティ協会  | 住吉区区民企画担当  | 6694-9734 |
| 東住吉区 | 東住吉区民ホール     | (区直営)        | 東住吉区区民企画担当 | 4399-9734 |
|      | 東住吉会館        | 東住吉区コミュニティ協会 |            |           |
| 平野区  | 平野区民センター     | 平野区コミュニティ協会  | 平野区区民企画担当  | 4302-9734 |
|      | 平野区民ホール      |              |            |           |
| 西成区  | 西成区民センター     | 西成区コミュニティ協会  | 西成区区民企画担当  | 6659-9734 |